

## 東京医療保健大学医療保健学部聴講生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学医療保健学部において受け入れる聴講生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 聴講生として出願することができる者は、東京医療保健大学学則第28条（入学資格）に定める者とする。

(出願手続)

第3条 聴講生を志願する者は、次の各号の書類に、別表に定める選考料を添えて、所定の期日までに学長に願出しなければならない。

- (1) 願書（本学所定用紙）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（見込）証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) その他本学が指定する書類

(選考)

第4条 聴講生を志願する者の選考は、書類選考、論文試験及び面接試験等とし、本学正規課程の学生の教育に支障がない場合に限り、学部・研究科運営会議の議を経て学長が許可する。

(入学手続)

第5条 聴講生として入学を許可された者は、所定の期日までに、別表に定める入学料及び聴講料を納入し、入学に必要な手続を行わなければならない。

2 前項の入学手続きを完了しない者は、入学許可を取り消す。

(聴講期間)

第6条 聴講生の聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き聴講を志願する者については、前項の規程にかかわらず、学部・研究科運営会議の議を経て、聴講期間を延長することがある。

ただし、その場合の聴講期間は、原則として通算2年を限度とする。

(聴講科目)

第7条 聴講することのできる授業科目は、原則として各学期4科目以内とし、実験及び実習については、原則として聴講は許可しない。

(試験)

第8条 聴講生は、聴講した授業科目について、試験を受けることができる。

ただし、単位の認定は行わない。

(諸規則の遵守)

第9条 聴講生は、本学の諸規則を守らなければならない。

2 学長は、聴講生が本学の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があった場合は、学部・研究科運営会議の議を経て、聴講の許可を取り消すことができる。

(証明書の交付)

第10条 学長は、聴講生からの請求により聴講証明書を交付する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表

選 考 料	入 学 料	聴 講 料
10,000円	20,000円	1科目 20,000円

注1：選考料については、前年度から継続する場合には免除する。

注2：入学料については、本学卒業生は免除する。